

川内川水系隈之城川における 流域治水の推進

〔隈之城川特定都市河川の指定について〕



隈之城川流域における過去の洪水被害について



平成5年8月洪水（薩摩川内市向田町）



令和2年7月洪水（薩摩川内市矢倉町）

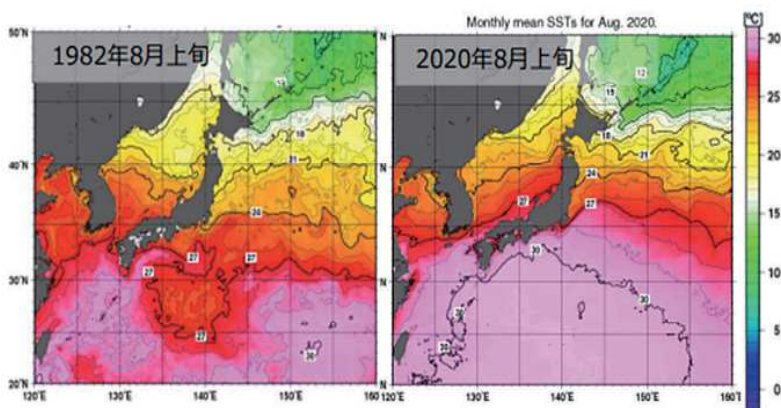
隈之城川流域では平成5年8月、令和2年7月等で浸水被害が発生しています。令和2年7月洪水では支川の百次川、勝目川の2箇所で堤防が決壊し、勝目町・矢倉町で約11.5ha、宮崎町で約6haが浸水しました。

浸水被害は住宅のほか、大型店舗や要配慮者施設等にもおよび、道路が1m程度冠水する所もありました。

気候変動の影響等により水害リスクが増大しています

- 日本近海の海域平均海面水温は上昇傾向にあり、2019年までの100年間で約0.9～1.5℃上昇。

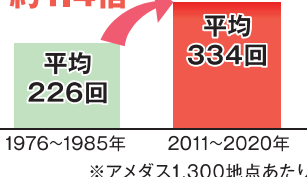
出典：文部科学省・気象庁「日本の気候変動2020」（令和2年12月）



- 短時間強雨の発生頻度が直近30～40年間で約1.4倍に拡大。

約1.4倍

※令和元年東日本台風では、103もの地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新



短時間強雨（1時間降雨量50mm以上）の年間発生回数

- 21世紀末までに、平均気温は最大4.8℃上昇すると予測されており、仮に2℃程度上昇に抑えたとしても、洪水流量は約1.2倍、洪水発生頻度は約2倍になると試算されています。

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

めまぐるしく変化する水害リスクに対して、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」が重要です

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

▶雨水貯留機能の拡大 集水域

【県・市、企業、住民】

雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

▶流水の貯留 河川区域

【国・県・市・利水者】

治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

【国・県・市】

土地利用と一体となった遊水機能の向上

▶持続可能な河道の流下能力の維持・向上

【国・県・市】

河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

▶氾濫水を減らす

【国・県】

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

2 被害対象を減少させるための対策

- ▶リスクの低いエリアへ誘導／▶浸水範囲を減らす
【国・県・市】
二線堤の整備、自然堤防の保全
- 住まい方の工夫
【県・市、企業、住民】
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討



3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

▶土地のリスク情報の充実 氾濫域

【国・県】

水害リスク情報の空白地帯解消、多段階型水害リスク情報を発信

▶避難体制を強化する

【国・県・市】

長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

▶経済被害の最小化

【企業、住民】

工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

▶住まい方の工夫

【企業、住民】

不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

▶被災自治体の支援体制充実

【国・企業】

官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

▶氾濫水を早く排除する

【国・県・市等】

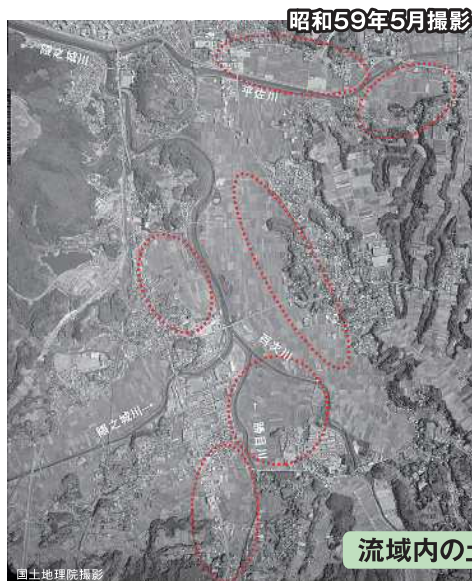
排水門等の整備、排水強化

流域治水を進める一つの手段「特定都市河川」の指定について

特定都市河川とは

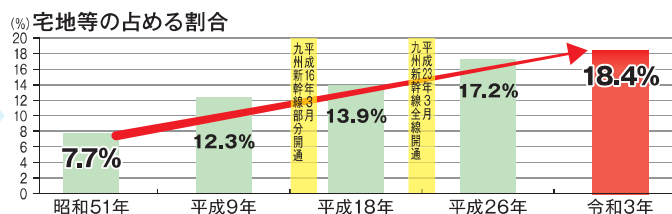
著しい浸水被害の発生又はおそれがある都市部を流れる河川の流域において、市街化の進展または河川の状況等により河川内のみにおける治水対策では浸水被害の防止又は軽減が困難な際に、各関係者が協働して流域全体で被害の軽減に取り組むものとして指定された河川を「特定都市河川」といいます。

限之城川流域は近年宅地開発等が進むことにより雨水の貯留や浸透効果が減少、浸水リスクも増大していることから特定都市河川の指定を検討しております。



流域内の土地利用の変化

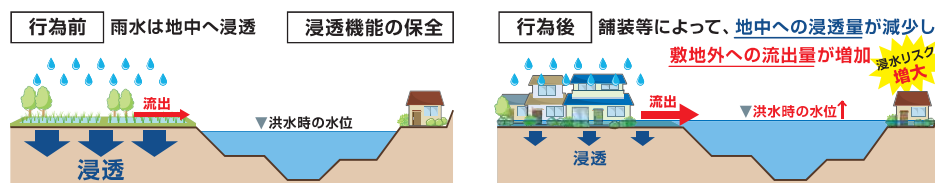
流域面積に占める宅地面積の割合が増大



限之城川流域の流域面積に占める宅地面積の割合

※国土数値情報土地利用細分メッシュデータをもとに算出

これまでは田畑等が多く、雨水の浸透や貯留効果がありましたが、開発が進むことにより浸透・貯留効果が少なくなり、流域に降った雨が一気に川に流れ込み、河川の急激な上昇に繋がります。＝浸水リスクが増大します。



開発・舗装などによる浸透阻害のイメージ

特定都市河川の制度・施策等について

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- | | |
|--------|-----------|
| 河川管理者等 | 都道府県 |
| 市町村 | 民間事業者・住民等 |

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする。
- 対象：公共・民間、一定規模（1,000m²*）以上 ※条例で基準強化が可能。
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け。

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備の加速化

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

① 貯留機能保全区域

（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

② 浸水被害防止区域

（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定

- 対象：民間事業者等が整備する施設
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）
- 支援策：税制優遇、国庫補助（補助率1/2）、地方公共団体の管理協定制
- 固定資産税の減税：課税標準を1/6-1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減（参酌標準1/3）

② 国有地の無償貸付又は譲与

- 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

※限之城川における具体的な対策メニュー等については「流域水害対策協議会」にて検討し決定されます。



km² (薩摩川内市、いちき串木野市)

隈之城川流域界
(特定都市河川指定予定範囲)

行政界

国河川管理区間

鹿児島県河川管理区間

ひらさがわ
平佐川

ももつぎがわ
百次川

薩摩川内市

指定を行おうとする区間

河川名	上流端	下流端
百次川	左岸 薩摩川内市百次町字山中千二百九十二番十三地先 右岸 同市永利町字置石五千四十三番一地先	隈之城川への合流点
勝目川	薩摩川内市木場茶屋町字前田八千十九番三地先の取水堰	百次川への合流点
都川	左岸 薩摩川内市都町字永田七千二百十八番一地先 右岸 同市同町字吉長ヶ野七千二百七番地先	隈之城川への合流点
木場谷川	薩摩川内市青山町字荒峯五千四百四十八番一地先の市道橋	隈之城川への合流点

隈之城川流域で特定都市河川の指定を受けて、 流域水害対策計画を策定

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

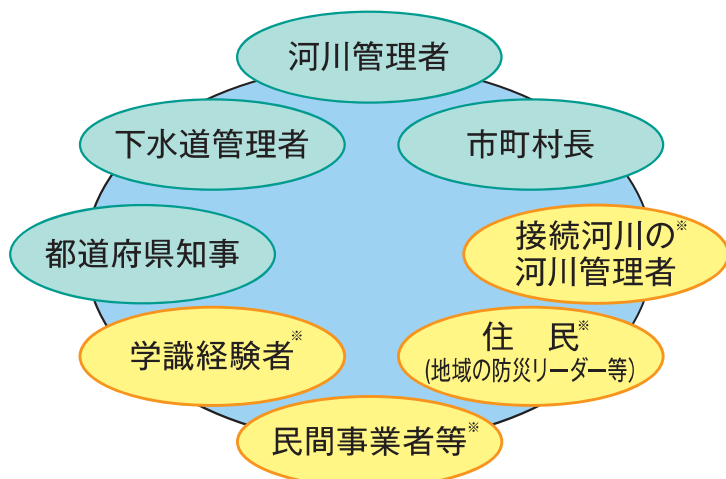


流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20～30年の間に
実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき
「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○：流域水害対策計画策定主体

※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

（協議会設置）

- 国土交通大臣指定河川：設置必須
- 都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- 流域水害対策計画策定主体
- 接続河川の河川管理者
- 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- 流域水害対策計画の作成に関する協議
- 計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

今後のスケジュール

R6年8月～

指定の手続き開始



R6年8月～

流域住民・開発関係
団体等への事前周知



- 広報紙、HP等

R6年11月1日

特定都市
河川・流域の指定



- 国土交通大臣による特定都市河川・流域の指定
- 雨水浸透阻害行為の許可申請開始

指定後速やかに
設置

流域水害対策協議会
設置及び開催



- 構成員(河川管理者、知事、市町村長、下水道管理者等)
- 協議事項(計画の策定、対策等の検討等)

概ね1～2年
程度で作成

流域水害対策計画
策定



- 特定都市河川流域の浸水被害の防止を図るための対策に関する計画

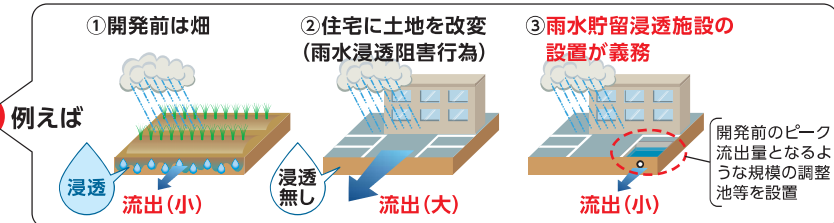
流域水害対策計画にもとづく、整備・対策の推進

特定都市河川の指定により必要となる手続き等について

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には
流出抑制のための許可が必要になります。

●特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為（土地の締め固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、鹿児島県知事の許可が必要になります。

●許可にあたっては、技術基準に従った雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要になります。

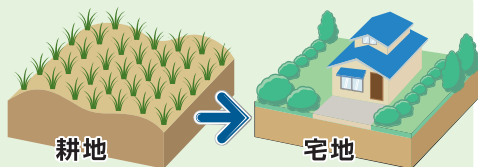


対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例

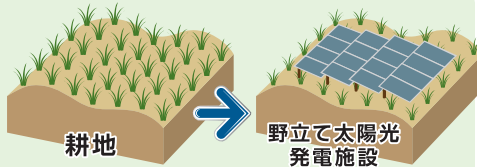
1 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

2 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

田畑(耕地)
→ 宅地



田畑(耕地)
→ 太陽光発電施設



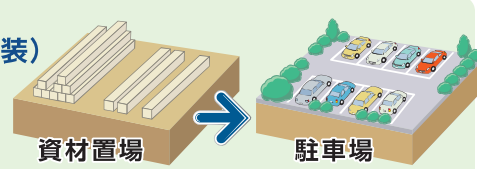
3 ローラー等により土地を締め固める行為

4 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

原野
→ 資材置場(未舗装)



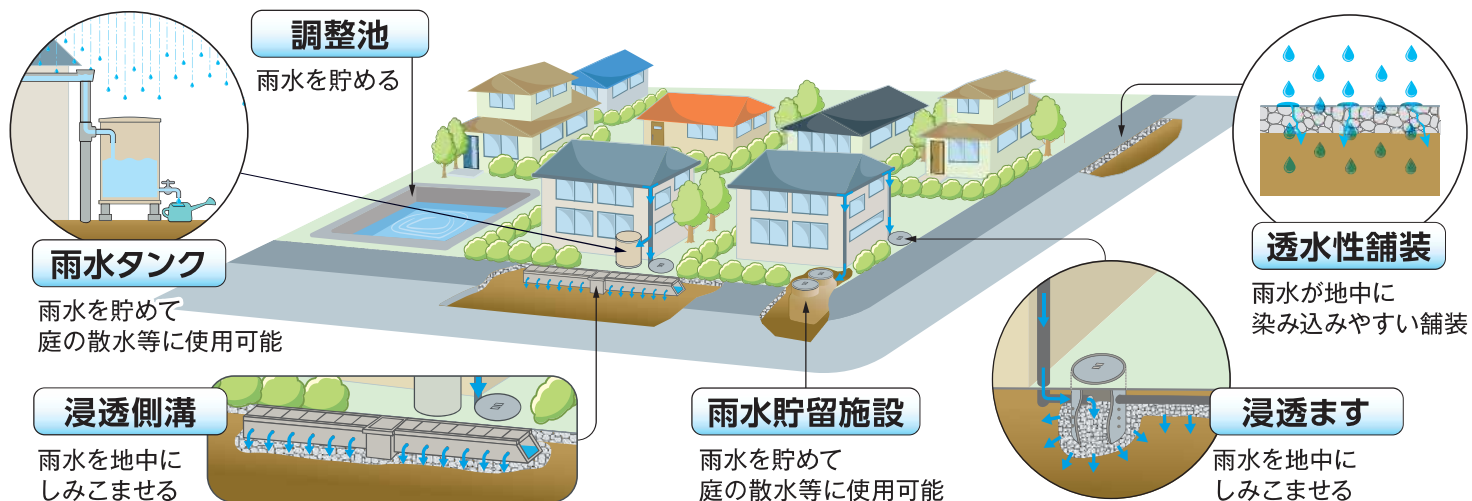
資材置場(未舗装)
→ 駐車場(舗装)



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等(注:太陽光発電施設は宅地に該当)

対策工事(雨水浸透貯留施設)の例



問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 流域治水課

〒895-0075

鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

電話 0996-22-3271(代)

FAX 0996-22-6907(代)



鹿児島県 土木部 河川課

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3596

FAX 099-286-5625



薩摩川内市 建設部 道路河川課

〒895-8650

鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

電話 0996-23-5111

FAX 0996-23-8389



いちき串木野市 都市建設課

〒899-2192

鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地

電話 0996-21-5150

FAX 0996-21-5192

